

第二十六回国会
衆議院

法務委員会議録 第九号

昭和三十三年二月二十八日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 三田村武夫君

理事 椎名 隆君 理事 福井 盛太郎君

理事 横井 太郎君 理事 菊地 養之輔君

小林 錦君 世耕 弘一君

高橋 順一君 林 博君

古島 義英君 松永 東君

山口 好一君 横川 重次君

神近 市子君 佐竹 晴記君

出席國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

檢察(民事局長) 村上 朝一君

委員外の出席者

専門員 小木 貞一君

本日の会議に付した案件

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案(内閣提出第三五号)

○三田村委員長 これより法務委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。椎名隆君。

○椎名(隆)委員 昨日に引き続いて、三質問したいと思ひます。

大蔵省提出の参考資料の「国税徴収法規準用法令調」を見ましても、八十に近い諸法規が私債権に優先して徴収し得ることになっておることは御承知

であると思ひます。一体国税、地方税その他諸種の公課等の滞納処分間の優先順位は調整はどうなっているのか、ごさいましようか。本法が従来の公権優先主義を少しでも是正している点については好感を持って迎えられるのでありますが、この順位について、よくわかりませんので、お教えを願ひたいと思ひます。

○村上(朝)政府委員 御指摘のように、七十七に及ぶ多数の法律の中で、国税滞納処分の例によるという規定を設けております。滞納公課があるのをごさいます。それらの法律におきまして、それぞれ順位は国税に次ぐあるいは地方税に次ぐというような規定が設けられておりますけれども、国税に次ぐ公課相互の間の順位はどうなるかというやうな問題は必ずしも明確になつていないのでございまして、これらの点につきましては、先般大蔵省に設けられております滞納徴収制度調査会でも問題になりましたが、各種の滞納公課の順位を何らかの機会にもつと明確にすべきであるという要望がございまして、内閣法制局の方で目下検討中のように聞いております。

○椎名(隆)委員 そうすると、今まで滞納処分によって競売した売得金に対して、配当等に当って何か問題が起つたことはないのですか。

○村上(朝)政府委員 国税徴収法の第二条におきまして、滞納処分をやりました租税なり公課についてはいわゆる先取権主義をとりまして、これを優先

的にとるということになっておりますが、そのほかの租税公課は交付要求をしたわけでありまして、交付要求の際に順位が問題になつた例はあるかと存じますが、私ども詳細のことは承知いたしてございせん。ただ、国税庁におきましてそういう場合の相互の順位等について詳細な通達を出しまして、それによつて処理しておるようには承知しております。

○椎名(隆)委員 強制執行を受けることがあるいは滞納処分を受ける人の立場になつてみると、非常に大きな問題であります。執行吏は相当の教育も受けてまた経験もあることになつておりますが、地方自治体あたりの徴税吏員のやうな資格のある者はきわめて少い。一体、地方自治体あたりの徴税吏員がどんな資格でどんな教育を受けてどんな組織のもとで差し押え、競売等をやつておるか、御存じですか。

○村上(朝)政府委員 市町村等の徴税吏員がいかなる素養を持ち、どういふ資格を持った人たちが當っているかという点につきましては、私ども詳細な訓練を経た人たちがばかりではないやうに仄聞いたしてございまして、これら多数の市町村、公共団体等におきましてそれぞれ滞納処分の例によつて租税公課を徴収するということについて、もしこれらの公共団体等にそれぞれ徴税の専門家を配置しなければならぬといふことになりまして、相当経費も要ることをごさいましようし、なかなか専

門家はかりも得たいといふやうな事情も考えられますので、これを国税滞納処分の例によつて徴収する執行機関を一元化してはどうかといふやうな意見も出てございまして、ただいま関係当局の方で研究中のように伺つております。

○椎名(隆)委員 公租公課の徴収は行政権中警察権に匹敵すべき非常に強力なものであると思ひます。また、受ける人の立場に立つてみると非常に同情しなければならぬ事情が相当あると思ひます。これに対しては、行き過ぎ等がある、あるいは権利の乱用等があつては、私は困ると思ひます。やうなものを一元化するにはある程度までの経費のかかることは私は仕方がないと思ひます。それについて何か立法措置でも講ずるやうな意思はございせんか。

○村上(朝)政府委員 所管外のことをごさいますので、詳細な御返事はいたしかねるのでございまして、先ほど申し上げました租税徴収制度調査会におきまして、立法措置を講じてでも執行機関というものを一元化するといふことの可否については目下検討中のように承知いたしてございまして。

○椎名(隆)委員 さらに、第九条の強制執行執行の申し立てでございまして、裁判所が相当だと認めたときには、許可することになつておるし、これを申請があつて決定した場合においては不服の申し立てができない。勢い、強制執行の執行は、一ぺん強制執行したなら

ば必ず強制執行の執行をするといふことが一つの条件になつてくるだらうと思ひます。その場合において、裁判所は相当と認めるときには許可しなければならぬことになつておる。その相当と認めるということが第九条の中にもあります。それが相当だと認めるその判断の基準がどこにあるか、これを具体的に一つお教え願ひたいと思ひます。

○村上(朝)政府委員 昨日逐条説明の際にも申し上げましたやうに、差し押え物を換価いたしましたも滞納処分による差し押えにかかる租税その他の公課及び滞納処分手続の費用等を弁済して残りはないと考えられる場合、あるいは滞納処分が特に遅延しておるわけではなく、近く進行することが明らかであるやうな場合、あるいはまた適当な見積り価額が付けられている物件について買ひ受け希望者がないために公売が延びておるといふやうな場合には、強制執行の方を執行いたしましたも債権者にとつて有利な結果になるとは考えられないのでありまして、かやうな場合には執行を相当としないものと考えられるのであります。また、国税徴収法によりますと、「滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者ノ事業ノ継続ヲ著シク阻害スル虞アリ且其ノ執行ノ猶予ガ直ニ其ノ執行ヲ為ス場合ニ比シ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ノ徴収上有利ナリト認ムルトキハ政府ハ二箇年以内ノ期間ヲ限リ当該国税及滞納処分費ノ全部又ハ一部ノ滞納処分ノ執行ヲ猶予スルコトヲ得」といふやうな規定もござい

まして、今直ちに公売してしまつたのでは税金を全部徴収することはむづかしいが、こゝに二年待つてやれば全部徴収できるという場合には、公売等の手続をやらずに猶予することができることになつておるわけでありませう。かような場合におきましては、一般債権者にとりまして、今直ちに強制執行を執行するよりは、これを猶予すると申しますか待つてやる方が有利な場合であらうと考えますので、この条文に該当するような状況でございませうと考へるのではありません。ただ、かような規定が従来とかく悪用されて、必ずしもこの条項に該当しない場合にかかわらず差し押えをしたまま滞納処分の方が進行せずに長らくほうっておかれる、そのために債権の執行ができないということが、今回御審議を願つておりますような立案を要望されるに至つた理由であらうと思つております。

○権名(隆)委員 滞納処分の競売を二年間猶予することができるといふのはつまり滞納処分に関する規定であつて、この強制執行に対してもその規定が準用せられますか。

○村上(朝)政府委員 ただいま御指摘の規定は滞納処分についての規定でございますが、こゝに規定の正しい適用によつて滞納処分の方が遅延しておる、長く進行しないというような場合には、これを直ちに強制執行の方を執行することが相当かどうかという判断をするにつきましては、相当でないと思つて申し上げたのであります。

○権名(隆)委員 最初に滞納処分を受けていて、それから強制執行されて強制執行執行の申請があつて、その決定があると滞納処分より先行する。そうすると、最初になした滞納処分が、さらにあとからなした強制執行執行の申請があり決定があつたとするならば、それに負けちゃ大へんだというので、最初の滞納処分をした行政官庁がさらに執行の申請ができますか。

○村上(朝)政府委員 滞納処分が先行する場合に、それを強制執行の手続に移す場合は、第九条の強制執行執行の決定によるわけでありませう。逆に、強制執行が先にありまして、それを滞納処分の手続に移行する場合は、滞納処分執行承認の決定を受けるということになつております。この執行決定と滞納処分執行承認の決定とが繰り返し行われて、強制執行に移つたり滞納処分に移つたりするといふようなことも形式的には可能な条文になつておりますのであります。その場合に再び滞納処分に移るのが相当と認められるような状況があれば、本来強制執行執行の決定を適用することは相当でない場合でありまして、執行の決定そのものが行われなかつたかと思つて、また、強制執行執行を相当と認めて執行と決定がありまして、その後に滞納処分執行の承認を求められまして、裁判所は滞納処分執行を相当と認めない場合が多かろうと思つて、事実上強制執行手続と滞納処分手続の間を行つたり来たりするといふことは起らないであらうと考へております。

○権名(隆)委員 事実上は起らないだろつと思つけれども、形式的には、この法律の趣旨から言へば滞納処分の執行ができる。強制執行の執行もできませう。そうすると、執行執行の競争になつてくる。ひとり苦しいのは債権者だけである。どうも、強制執行の執行と滞納処分の執行とが実質的にはできないであらうと言つて、形式的にはできるといふことになつて、お互いにイタチごつこの競争みたいなことになつて考へるのですが、そこをどう考へて、何と考へて調整することは考へられませんか。

○村上(朝)政府委員 強制執行執行の決定が行われた事件については再び滞納処分執行承認の決定はできないといふ規定を設けますれば、ただいま御指摘のような繰り返しが起る心配はないわけでありませうが、事情によりまして、必ずしも一たん強制執行に移つたあとそれを滞納処分に戻すことが不当な場合ばかりでもないかと思つております。たとえば、滞納処分から強制執行に移りました後に債権者と債務者が通謀いたしました、強制執行を故意に引き延ばしておるといふような事情があつたとなつて現われれば、また、収税官吏の方で滞納処分の執行の承認を求めるといふことも考へられるのであります。かような場合に、一たん強制執行に移した場合は滞納処分に戻すことはできないといふことを法律の上で規定しておく必要はなかろうか、かように考へた次第であります。

○三田村委員 古島義英君。

○古島委員 本法を設ける必要が私は一向了解できないのであります。債権者の便宜にならず、債務者の保護にもならず、ただ取扱いの便宜のためにやるといふだけであつて、一向に本法を設ける必要が見出されないものであります。が、どういふところがねらいでありますか。

○村上(朝)政府委員 従来、滞納処分が先行されますと、一般の私債権者は滞納処分による差し押えの解除を待つて強制執行を始めるのははかないのであります。けれども、その目的たる財産が滞納処分によつて差し押えられたまま長い期間放置されるということが少なくないのであります。そういうことがあつたとき、その間強制執行または競売による権利の実行ができないばかりでなく、滞納処分による差し押えが解除されなかつた後、債権者の知らない間にその財産が他に譲渡されるということがありませう。もはやその財産に対して私債権を執行することができなくなるのであります。かような意味から申しまして、少くとも私債権の実行を迅速的確にし、債権者の権利の保護に一步を進める効果があると思つて、滞納処分の手続が先に進められた場合に、租税その他の公課は原則として売得金から優先的に交付を受けることができませう。この点では租税その他の公課は私債権に比べまして有利な地位にあるのでございませうけれども、強制執行が目的たる財産の換価を見ないで終了したような場合には、すぐに滞納処分による差し押えをしないと、財産の譲渡によつて租税の徴収ができなくなるというやうなことも考へられるわけでありませう。かように、一般私債権者にとりまして、また徴税機関の立場におきまして、かような重複して差し押えができるということが望ましいのであります。

○古島委員 そういたしますと、債権者の債権を保護するというのが主たる目的であると承わるのであります。民事訴訟法で二重競売が禁止される、そこで、禁止されているがために差し押えもできないので、結局債権者の債権を取り立てることができないから、取り立てを容易ならしめるために本法を設けるように聞かれます。もしそうであるならば、民事訴訟法の六百四十五条の二重競売を許さないといふ法条の改正によつてその目的は貫徹することができるといふやうなものでございませうか。

○村上(朝)政府委員 民事訴訟法の六百四十五条は民事訴訟法による執行相互の關係でありまして、つまり、私債権によつて強制執行が行われている財産に対してさらに私債権による差し押えができないという規定でございませう。もつとも、その場合に、競売の申請書を執行記録に添付することによりまして、配当要求の効力を生じます。かりでなく、先に開始された競売手続が取り消しになりますと、執行記録に添付せられた競売申し立てについて開始決定があつたといふ効力を生ずることになつておりました。私債権相互の間の執行につきましてはかような調整の規定がすでに設けられておるわけでございます。この法律案で考へておられますのは、民事訴訟法による強制執行手続と国税徴収法による滞納処分手続との間の調整でございまして、民事訴訟法自体に設けるよりは別に法律を立案する方が適當であらうと考へた次第でございませう。

○古島委員 その点は民事訴訟法の相

でありまして、さういふ趣旨でこの法律案が立案されたわけでありませう。

○古島委員 その点は民事訴訟法の相

○村上(朝政府委員　古島委員の御指
摘のように、民事訴訟法と国税徴収法
とそれぞれ改正することによつて両者
の手續の橋渡しと申しますか調整をは
かることももとより可能だと考えます
が、もう一つの方法として、民事訴訟
法と国税徴収法との両者にまたがる事
柄でありますので、別に一つの法律に
した方がわかりいいのではないかと
考えて、この形で立案いたしましたの
でございます。

○古島委員　どうもこのごちの役人
は、法律でもよけいこしらえなくんば
自分の名が通らないというようなこと
で、むやみに法律をこしらえておる。

になるものがあったら出せと言う。そういうものを出そうというので調査いたしておると、その間に一月や二月過ぎてしまう。一月、二月月過ぎてしまつてしまふと、今度は書類を出したと仮定いたしますと、その書類を預かつておつて、そのうちにこつちから通知をやるから出てこいと、こうやります。出ていったときにはもう九月月になんなんとするときであります。そこで、折衝している間にもう九月月たつて、十日か十五日も日を余すという場合には、お前の方で文句言うのならば裁判所へ訴えたらよろう、こう出る。ところが、それから今度弁護士なんぞに相談いたして出そうというので計画いたしますと、もう九月月過ぎてしまふ。そこで訴訟は出せない。それを税務署の連中は知っておりますから、ことさらにそこまで引つぱってくる。そうしてこれはどうしても異議の申し立てあるいは訴訟の出せないようにしむけてしまふ。こういうふうなことがあるから、この法律をこしらえるよりは先にこの国税徴収法の三十一条等を改正をいたして、民衆に大体のけじめがついて、そうしてどういうふうによればいいかということが周知できるようにな方法をとることがほんとうに親切なやり方ではないか。この三十一条にさらに手をつけずに、こういうふうな法律を出しても一向に私は用をなさぬと思ふが、いかがでありますか。

○村上朝政府委員　国税徴収法がきわめて古い法律でございますして、わかりにくい規定も多うございますし、時勢に即しないという非難を受けておる規定もございます。大蔵省におきましても国税徴収法の全面的な改正を計画い

たしまして、大蔵大臣の諮問機関として設けられました租税徴収制度調査会に諮問されました、一昨年あたりから国税徴収法の全般にわたりまして検討を進めておるわけでございます。国税徴収法の全面改正が終った後に初めて強制執行と滞納処分の調整を考えるべきだという点につきましては、私どもといたしましては、国税徴収法の改正の有無にかかわらず、すでに多年在野法曹その他から強く要望されております。この両者の調整の方を切り離して先にやる方が適當であらう、かように考えたわけであります。

○古島委員 一般強制執行にいたしましても、別にこれを禁止する、つまり国税滞納処分で差し押えられたものをさらに差し押えを禁止するという条項は別にないわけです。禁止することはないのだから、解釈のやりようによっては差し押えができるわけです。しかもそのことを大体前提にしてこしらえたのが国税徴収法の三十条だと思ふのであります。三十条には債権者のために供託をすることまで書いてあるのにありますから、どの債権者がか債権の取り立てを申し出るということを前提にして、金の残った分を供託することという規定がある。そうすれば、二重差し押えができないという法律の禁止規定はなく、しかもその疑いを起すのが先ほど申した六百四十五条だというならば、これに一部修正を加え、そうして国税徴収法の三十条の規定を生かすやり方において、あなたの方の企図いたしておる本法案の目標を全部達すると私は思うのでありますが、いかがでありますか。

○村上(朝)政府委員 御指摘になります。

した国税徴収法三十条に、債権者または滞納者に交付すべき金銭はこれを供託することができるといふ条文がございしますが、この債権者に交付すべき金銭とありますのは、この二十八条に、売却したる物件が質権、抵当権の目的物であるときは、その代金からまず滞納処分費及び税金を控除し、次に債務額にみづるまで債権者に交付するといふ規定がございまして、これを受けておる条文なのでございます。従いまして、質権者、抵当権者には三十条によって残余金が交付されますけれども、一般債権者は滞納処分手続において配当要求をするといふようなことは認められておりませんので、抵当権者、質権者に交付した残余があれば、それはそのまま滞納者に返されてしまふといふことになります。なるほど、二重差し押えができないという規定は民事訴訟法にも国税徴収法にもないのでございしますけれども、すでに明治三十年ごろから二重の差し押えはできないという解釈が一般に行われておりまして、最近になりました一、二下級裁判所でもございしますけれども、まだ最高裁判所の判例を得るに至っておりません。むしろ大審院時代には二重差し押えはできないといふことが判例になって、おつたようであります。従いまして、少くとも疑義がございしますのみならず、二重差し押えがかりにできるといふたし、あるいは手続促進のために他の人の立法を待たなければできないのでございまして、差し押えた状態のまま他の先行する差し押えが解除になつたと

